

■自立支援医療「重度かつ継続（一定所得以上）」3年後に打ち切り？！  
－障害者部会の障害者総合支援法施行後3年見直し議論で明らかに－

厚生労働省の社会保障審議会障害者部会（以下、障害者部会）は9月25日、障害福祉サービス等の利用者負担の在り方について議論し、自立支援医療「重度かつ継続（一定所得以上）」も例外なく見直しの対象に挙がっていることがわかりました。

腎機能障害者は、透析や移植に関わる医療が自立支援医療（更生・育成医療）の「重度かつ継続」の対象になり、医療費負担が所得区分に応じ軽減されます。

この自立支援医療は、利用者負担が応能負担から応益負担へ移行した障害者自立支援法施行時、激変を緩和する観点から「重度かつ継続」の「一定所得以上」についても負担上限額（2万円）が経過的に設けられ、3年ごとに延長されてきました（2018年3月末日）。

障害者部会では、これら経過措置を含む利用者負担について、委員の一人伊藤たておJPA元代表理事が「経過措置を打ち切るといふ提起ならば、医療費負担の問題は生活や生命に大きな影響を与えるだけに到底容認できない」と発言。一方で「国の財政状況を考えると障害者のみ負担軽減を続けることは難しい」とする負担引き上げを容認する意見も複数あがりました。

全腎協「経過措置は恒久化すべき」

自立支援医療「重度かつ継続（一定所得以上）」が打ち切りとなれば、該当する患者の負担が増えるのはもちろん、自治体の障害者医療費助成制度の対象基準が現在より厳しくなど、他制度に大きく影響することは明らかです。全腎協は、厚労省ほか、負担引き上げを容認している委員らへ面会し、現行制度へ移行後、「治療以外にかかる費用負担が増えており、腎機能障害者、とりわけ腎移植者にとって、当制度が唯一の公費負担医療制度として重要性が増している」ことから「経過措置は恒久化すべき」とする意見書を添え、腎機能障害者の実態を訴えました。

障害者部会は、当件について11月に再度議論する予定にしており、その際、伊藤委員を通し全腎協の考えを引続き訴えていくことにしています。なお、同部会は12月を目途に見直しに関する報告書を取りまとめ、その後、2016年1月の通常国会において「障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直し」に関する法律案の審議が行われる予定になっています。

自立支援医療における利用者負担の基本的な枠組み

所得区分	更生医療・精神通院医療	育成医療	重度かつ継続	経過措置（～2018年3月末）
一定所得以上	対象外	対象外	20,000円	市町村民税235,000円以上
中間所得	医療保険の高額療養費 ※精神通院の殆どは重度かつ継続	10,000円	10,000円	市町村民税課税以上 33,000円以上 235,000円未満
		5,000円	5,000円	市町村民税課税以上 235,000円未満
低所得2	5,000円	5,000円	5,000円	市町村民税課非課税 (本人収入が800,001円以上)
低所得1	2,500円	2,500円	2,500円	市町村民税課非課税 (本人収入が800,000円以下)
生活保護	0円	0円	0円	生活保護世帯

腎機能障害者は「重度かつ継続」該当